



平成 25 年 11 月 11 日

各 県 立 学 校 長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に  
関する調査結果の概要について（通知）

平成 25 年 6 月 12 日付けで通知した「携帯電話を学校へ持ち込まないことへの指導に関する調査」についての調査結果の概要は、別紙のとおりです。

平成 25 年 3 月に内閣府政策統括官がまとめた「平成 24 年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書」によると、携帯電話等の使用について、家庭でルールを決めているかどうかという問いに対して、「特にルールを決めていない」と回答した家庭が約 45%となっています。広島県では、平成 20 年度に「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」から、携帯電話等の問題から子供を守るために「家庭では、わが家の『ケータイルール』を作しましょう」等の 4 つの提案が示されているところです。

ついては、各学校においては、平成 25 年 8 月 13 日付「『携帯電話の問題から子どもを守ろう運動』の徹底について（通知）」でお願いしているところですが、PTA と合同の研修会を開催するなど、保護者と協力した取組を通じて、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」が徹底されるよう、取組の充実を図ってください。

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

( 担当者 平野 )